

水道メータの承認基準

大阪市水道局

(制定 平成22年12月15日課長決)

(改正 平成31年1月31日課長決)

(改正 令和3年3月22日課長決)

(最近改正 令和4年3月1日課長決)

本市が新品購入及び修繕する水道メータの承認基準について、次のとおり定める。

(関係法規)

計量法及び関連法規を遵守していること。

(適用規格)

仕様書以外で定める内容については、メータの種別毎に日本産業規格（JIS B 8570-1、JIS B 8570-2）を適用する。

(水道メータの種別、計量特性および形状・寸法)

別紙のとおり。

(承認範囲)

本承認基準は、新規承認と変更承認について適用する。

(修繕の承認)

新品購入するメータの承認を得ていること。

(承認時の提出書類)

水道メータ承認願	「様式― 1 」
計量器製造事業概要	「様式― 2 」
計量器製造事業登録証、 特定計量器製造事業届出書 若しくは指定製造事業者指定書	経済産業大臣が認可した事業の区分に 従った写し若しくは届出書の写し
型式承認通知書	国立研究開発法人産業技術総合研究所 からの型式承認通知書の写し
承認申請図	本市の基準に基づいた構造図及び詳細 図等
性能試験成績書	計量法に基づいた成績書
耐圧試験及び浸出試験成績書 (50mm～200mmのメータ用接続 管の部分に限る)	給水装置の構造及び材質の基準に関 する省令に基づいた成績書

(承認審査基準)

提出書類	審査内容	審査	
		合格	不合格
計量器 製造事業概要	水道メータの製造体制と供給体制が安定していること（年間・月間製造能力とサービス体制の確認）		
計量器製造事業 登録証、特定計 量器製造事業届 出書若しくは指 定製造事業者指 定書	経済産業大臣が認可した計量器製造事業登録証、特定計量器製造事業届出書若しくは指定製造事業者指定書が提出されていること（写しを確認）		
型式承認通知書	承認申請する種別毎に、国立研究開発法人産業技術総合研究所が型式承認していること（写しを確認）		
承認申請図	承認申請する種別毎に、構造及び寸法等が、本市の仕様に適合していること（申請図を確認）		
性能試験成績書	承認申請する種別毎に、計量法に基づいた性能であること（成績書を確認）		
耐圧試験成績書 及び浸出試験成 績書	耐圧試験はJIS S 3200-1に規定する各項目による試験、また浸出試験はJIS S 3200-7に規定する各項目による試験を、自己認証又は第三者認証機関にてそれぞれ行い、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合していること（成績書を確認）		

年 月 日

大阪市水道局長 様

住所
氏名
名称及び
代表者の氏名

水道メータ承認願

次の水道メータについて、承認していただきたく関係書類を添えて申請します。

記

1 承認申請水道メータ

口径 (mm)	型式

2 添付書類等

- 1) 計量器製造事業概要 (様式一 2)
- 2) 計量器製造事業登録証、特定計量器製造事業届出書若しくは指定製造事業者指定書の写し
- 3) 型式承認通知書の写し
- 4) 承認申請図
- 5) 性能試験成績書 (性能表付)

計量器製造事業概要

1	氏名又は名称 所在地				
2	主たる事業所 所在地				
3	資本金 (法人の場合)				
4	総従業員数	人 (うち水道メータ従業員数 人)			
事業 の 概 要	(1)主たる事業名 主たる製造品名				
	(2)現在有する計量 器の事業届出	※指定製造事業者の有無 (有・無)			
	(3)最近1年間の計 量器の製造実績 高 ^(注)	製品名	水道メータ	製品名	
		数 量		数 量	
		金 額		金 額	
		年 月 日から 年 月 日まで			
6 承認申請水道メータ の月間製造能力	口径(mm)	型式	新品個数	修繕個数	

(注)水道メータの製造実績高は、新品及び修繕メータを合計して記入してください。また、右の欄には主要製品の製造実績高を記入してください。

(別紙)

(1) 水道メータの種別

口径(mm)	記号	名 称
13	S D	接線流羽根車単箱乾式デジタル表示水道メータ
13	C S D	接線流羽根車単箱液晶デジタル表示水道メータ (電子式)
20,25	D D	接線流羽根車複箱乾式デジタル表示水道メータ
20,25	C D D	接線流羽根車複箱液晶デジタル表示水道メータ (電子式)
40	T	たて型軸流羽根車乾式デジタル表示水道メータ
40	J C T (C T)※	たて型軸流羽根車液晶デジタル表示水道メータ (電子式)
50,75,100	N T	たて型軸流羽根車乾式デジタル表示水道メータ
50,75,100	C E N T (C N T)※	たて型軸流羽根車液晶デジタル表示水道メータ (電子式)
150,200,250,300	J M	電磁式水道メータ (出力なし)
150,200,250,300	E J M (I M)※	電磁式水道メータ (電子式)

※()は工業用水道メータ

(2) 計量特性

口径 (mm)	計量範囲 R (Q_3 / Q_1)	定格最大流量 (Q_3) (m^3 / h)
13	100	2.5
20	100	4.0
25	100	6.3
40	100	16
50	100	40
75	100	63
100	100	100
150	160以上	400
200	160以上	630
250	160以上	630
300	160以上	1000

(3) 形状及び寸法

口径13mm～40mm

口径 (mm)	メータ全長 (mm)	取付部ネジ	
		外径(mm)	山数(山/インチ)
13	100	26.3	14
20	195	33.0	14
25	225	39.0	14
40	245	56.5	11

口径50mm～300mm

口径 (mm)	取付 長さ (mm)	メータ 全長 (mm)	メータ用 接続管長さ (mm)		ボルト穴 中心円の 径(mm)	ボルト穴 径×数
50	505	245	123 (-9以下～+9以上)	130	127	Φ19×4
75	635	300	178 (-10以下～+15以上)	150	145	〃
100	705	350	198 (-10以下～+15以上)	150	170	〃
150	609	227	377 (-37以下～+33以上)	-----	235	φ19×6
200	567	297	265 (-15以下～+17以上)	-----	292	φ19×8
250	-----	330	-----	-----	350	φ23×8
300	-----	380	-----	-----	414	φ23×10

※ 取付長さは、接続管を含めた長さを示す。

※ メータ用接続管長さの () 内は、伸縮仕様の接続管の場合における伸縮寸法を示す。

附則

この基準は、平成22年12月15日から施行する。

附則

この基準は、平成31年1月31日から施行する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年3月14日から施行する。